

## 城東区役所保健福祉課（介護保険）補助作業に従事する会計年度任用職員に関する要綱

### 1 目的

この要綱は「補助作業に従事する会計年度任用職員に関する要綱」に基づき任用される、城東区役所保健福祉課（介護保険）補助作業に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 職務の内容について

会計年度任用職員は、次に掲げる職務に従事するものとする。

- ① 一般事務補助作業（書類点検及び整理等）

### 3 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 面接

### 4 勤務時間について

- ① 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

「勤務日数」

1日6時間の勤務時間で週5日の勤務日

「勤務時間」

午前9時～午後5時30分までの間で6時間とする。

拘束時間は、休憩時間を含む6時間45分とする。

「休憩時間」

45分

「休日」

ア 日曜日、土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

附 則

要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

要綱は、令和4年4月1日から施行する。